本案件は紙入札です。

本入札に参加を希望される方は、令和７・８・９年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されることが必要です。

入　札　公　告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

入札参加者は、この「公告」のほか、「一般競争入札説明書」（以下「入札説明書」という。）及び「一般競争入札心得」の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

令和8年11月6日　　大阪府警察本部長　鎌田　徹郎

記

1　契約の内容

契　約　年　度	令和8年度
契　約　件　名	府帰属物件の売買契約（第三ブロック）
業務所管所属	大阪府警察本部総務部会計課
入札参加資格者名簿登録コード	古物類（種目コード62）の古物商に登録をされている者であること。 ※次の4つの種目コードのうち、いずれかに登録をされていること。 ○「古物商・金属くず業・再生資源集荷業（種目コード620）」 ○「古物商（種目コード621）」 ○「古物商・金属くず業（種目コード624）」 ○「古物商・再生資源集荷業（種目コード625）」
履　行　場　所	大阪府警察本部の指定する場所
履　行　期　間	契約締結日　から　令和9年2月19日まで

2　入札日程等

（1）	入札公告、入札説明書及び仕様書等の交付	交　付　期　間	令和8年11月6日（金）午後1時　から　同年11月20日（金）午後0時まで
		交付場所及び交付方法	大阪府警察ウェブサイト「会計課からの物品売払い情報」に掲載している入札関係書類（PDFファイル）を入札参加希望者が印刷すること。
（2）	入札参加資格審査申請	申　請　期　間	令和8年11月6日（金）午後1時　から　同年11月20日（金）午後5時まで （平日のみ）
		申　請　場　所	〒540－8540 大阪市中央区大手前三丁目1－11　大阪府警察本部本庁舎 （TEL　（06）6943－1234） 大阪府警察本部総務部会計課監査室　（内線　22591）

（3）	入札公告、入札説明書及び仕様書等に関する質問	受付期間及び提出方法	令和8年11月6日（金）午後1時 から 同年11月20日（金）午後5時までに、別紙「質問書」に質問事項を記載の上、 〒540－8540 大阪市中央区大手前三丁目1－11 大阪府警察本部本庁舎 （TEL （06）6943－1234 ） 大阪府警察本部総務部会計課監査室 （内線 22591）に提出すること。
		回答日及び回答方法	令和8年11月25日（水）付けで、入札参加資格審査申請者に郵送する。
（4）	入札参加資格審査の結果		令和8年11月25日（水）付けで、申請者に郵送する。
（5）	入札	日時及び場所	令和8年12月1日（火） 午前10時 大阪市中央区大手前三丁目1－11 大阪府警察本部本庁舎1階入札室 ※ 同日午前10時までに玄関ロビーにて待機しておくこと。
		留意事項	ア 郵送又は電送による入札は認めない。 イ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状を提出すること。
（6）	入札保証金		免除する。
（7）	入札の無効		入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等に違反した者の提出した入札書は無効とする。 また、大阪府より入札参加資格の申請中であることが確認された者であっても、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。 なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
（8）	予定価格の公表		公表しない

3 入札参加資格

入札心得及び入札説明書で示す資格要件	入札心得及び入札説明書で示す資格要件をすべて満たしていること。
登録業種	令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、 古物類（種目コード62）の古物商に登録をされている者であること。 ※次の4つの種目コードのうち、いずれかに登録をされていること。 ○ 「古物商・金属くず業・再生資源集荷業（種目コード620）」 ○ 「古物商（種目コード621）」 ○ 「古物商・金属くず業（種目コード624）」 ○ 「古物商・再生資源集荷業（種目コード625）」
地域要件	大阪府の区域内に事業所を有していること。
業務執行体制予定書	古物営業法第5条第2項における許可証（以下「古物商許可証」という。）の交付について、この公告の日を基準に5年以上前に交付されている者を作業責任者として本業務に配置できること。また、作業副責任者についても必ず配置することとし、仕様書に定める本業務の履行体制が整備できていること。

4 交付書類一覧

	交付	名称	交付方法
入札公告	○	1 入札公告	大阪府警察ウェブサイト「会計課からの物品売払い情報」に掲載している入札関係書類（PDFファイル）を入札参加希望者が印刷すること。
参加資格申請関係	○	2-1 一般競争入札参加資格審査申請書	
	○	2-2 業務執行体制予定書	
質問書	○	3 質問書	
入札説明書等	○	4-1 一般競争入札心得	
	○	4-2 一般競争入札説明書	
	○	4-3 契約書（案）及び特記仕様書	
	○	4-4 仕様書	
	○	4-5 入札書	
	○	4-6 委任状	
	○	4-7 契約保証金免除申請書	
	○	4-8 誓約書	

5 提出書類一覧

（1）入札参加資格審査申請時に提出するもの

書類名称	備考
一般競争入札参加資格審査申請書	様式2-1
業務執行体制予定書	様式2-2、古物商許可証の写し
返送用封筒	定型封筒に送付先を明記し、簡易書留郵便相当分を含む切手（490円分）を貼付したものもしくはレターパックライト。 （入札参加資格審査結果通知及び質問回答の送付用）

（2）入札時に提出するもの

書類名称	備考
入札書	様式4-5、代表者又は受任者が応札する場合は、古物商許可証及び顔写真付きの本人確認書類をあわせて持参すること。代理人に委任する場合は、代理人の顔写真付きの本人確認書類を持参すること。
委任状	様式4-6
一般競争入札参加資格確認結果通知書	令和8年11月25日（水）付けで、申請者に郵送する。

6 手続き先・問合せ先

内　　容	手続き先・問合せ先
本件入札に関すること及び落札決定後の契約手続きに関すること	〒540－8540 大阪市中央区大手前三丁目1－11　大阪府警察本部本庁舎 大阪府警察本部総務部会計課監査室 （TEL（06）6943－1234　内線　22591）

（２－１）

一般競争入札参加資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部長　様

（申 請 者）
所 在 地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者職・氏名　　使用印
電話番号
FAX番号

令和８年11月６日に公告のありました「府帰属物件の売買契約（第三ブロック）」に係る一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて参加資格の審査を申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は事実と相違ないこと及び地方自治法施行令第167条の6の規定による入札公告（告示）に示した入札参加に必要な資格を有することを誓約します。

また、地方自治法施行令第167条の４第１項、第２項及び第３項の規定並びに下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしません。

記

１　罰金以上の刑に処せられた者

２　入札参加業者としてふさわしくない行為のあった者

※裏面に連絡先等必要事項を記載すること。

一般競争入札参加資格審査申請書　その他の記載事項

<table>
<tr><td colspan="2">記　入　責　任　者</td></tr>
<tr><td>部 署 名：
担当者名：</td><td>電話：　（　　）
FAX：　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７・８・９年度　大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の有無</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録契約種目・業種
（番号又は小分類名）
（種目コード＿＿＿＿＿＿＿＿）　（業者番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）</td></tr>
</table>

※記入上の注意

１　申請書（表）

(1)　申請者（所在地、商号又は名称、代表者職・氏名、印）

大阪府の入札参加資格登録で、契約先となっている本店、営業所、支店等の情報を記載してください。（「令和７・８・９年度　大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請」における申請者（本社）欄の内容（申請者が受任者を設ける場合は、受任者（営業所・支店）欄の内容））

２　申請書（裏面）

(1)　記入責任者

大阪府での入札・契約事務についての連絡先担当者の情報を記入してください。

(2)　令和７・８・９年度　大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の有無

登録業種が、今回の入札案件の資格に適合した業種か、再度確認してください。登録済みの場合は、種目コード及び業者番号を記載してください。

（2－2）

業務執行体制予定書

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部長　様

所　在　地
商号又は名称
代表者・氏名

私は、府帰属物件の売買契約（第三ブロック）について、本業務の仕様に定める業務の執行体制を確保し、業務の適切な実施を予定しています。

1　作業責任者等の配置

職務区分	予定者氏名	古物商許可証 交付年月日
作業責任者		
作業副責任者		
作業副責任者		

※作業責任者及び作業副責任者の選定にあっては、会社の代表者若しくは代表者が指定する正社員とする。
※古物商許可証の写しを添付すること。
※作業副責任者は、1名以上を配置すること。

2　作業従事予定者　　名（上記の作業責任者等の数を除く）

件名　府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

（3）

質　　問　　書

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部長　様

商 号 又 は 名 称

職　・　氏　名
ＴＥＬ
ＦＡＸ

府帰属物件の売買契約（第三ブロック）の見積りにあたり、下記の疑義にご回答ください。

記

質　問　項　目	内　　容

（注意事項）

① 質問のある方は、本質問書を令和８年11月20日（金）午後５時までに、大阪府警察本部総務部会計課監査室まで持参もしくは郵送で提出すること。なお、郵送の場合は必着とする。

② 本件入札に係る見積書作成に直接関係のない質問及び指定した日時を過ぎて提出された質問書については、いずれも回答しない。

質問書の提出先　大阪府警察本部総務部会計課監査室

（４－１）

一般競争入札心得
契約件名：府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

（趣　旨）
第１条　この心得は、大阪府警察が行う物品関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）
第２条　入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。
２　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同令、大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成７年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。
３　入札参加者は、入札に際し、大阪府警察の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
４　入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。
５　入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）
第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。
２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加者資格等）
第４条　入札参加者は、自治令第167条の６第１項の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を大阪府警察に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。
２　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
(1)　前項に規定する公告に掲げる入札参加資格を有しない者
(2)　公告の日から入札日までの間に入札参加資格を取り消された者
(3)　前２号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者

（入札保証金）
第５条　入札保証金は、規則第61条の規定に該当する場合は、免除する。
　落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の２に相当する金額を大阪府警察に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。
(1)　大阪府入札参加停止要綱　別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
(2)　大阪府入札参加停止要綱　別表６（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加

停止１ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより契約を締結しない場合
(3)　代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

（入札の方法）
第６条　入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。
２　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに大阪府警察に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
４　入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格）とすること。
５　入札会場への入室は、原則として入札参加者１名のみとする。

（入札の辞退）
第７条　入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。
２　入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
(1)　入札前にあっては、入札辞退届を大阪府警察に提出するものとする。
(2)　入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
３　入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
４　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）
第８条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の取り止め等）
第９条　入札参加者が第２条又は第３条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府警察が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。
２　前項の規定により大阪府警察が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
３　入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

（開札）
第10条　開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

（入札の無効）
第11条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1)　第４条第２項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
(2)　委任状を持参しない代理人のした入札
(3)　記名押印又は署名を欠く入札
(4)　金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
(5)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(6)　技術審査資料を提出しない者、仕様書に適合しない技術審査資料を提出した者

又は技術審査資料に不足等があるときに指定した期日までに追加資料を提出しない者がした入札
(7)　談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
(8)　同一の入札について、２以上の入札をした者の入札
(9)　同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
(10)　同一の入札について、２者以上の代理人である者のした入札
(11)　前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

（失　格）
第12条　開札から落札決定までの期間において、次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。
(1)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
(2)　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
(3)　大阪府（大阪府警察をはじめとする大阪府の機関を含む。）との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

（落札者の決定）
第13条　有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格以上であり、かつ最高価格をもって入札した者を落札者とし､その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最高価格での入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する（当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。）。

（再度の入札）
第14条　開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は２回以内とする。
２　前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。
(1)　第11条第１号から第２号まで及び第６号から第10号までの規定により無効とされた入札をした者
(2)　第11条第11号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

（契約保証金等）
第15条　落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保として大阪府警察が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第68条の規定を適用し、契約保証金を免除する。
(1)　大阪府警察を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、総予定額の100分の５以上とする。）を保険会社と締結し、その保険証書を大阪府警察に寄託した場合
(2)　国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合（落札者の申請による。）

（契約書の提出）
第16条　契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の翌日から起算して、10日以内に大阪府警察に提出しなければならない。ただし、

大阪府警察の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
２　落札者は、個人情報の保護に関する誓約書及び大阪府暴力団排除条例第11条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を前項の期間までに提出するものとする。
３　落札者が前々項に定める期間内に契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（異議の申立）
第17条　入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）
第18条　入札に際しては、すべて大阪府警察の指示に従うこと。

（４－２）

一般競争入札説明書

１　競争入札に付する事項

(1)　契約概要

府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

(2)　売却物件等の規格及び数量

仕様書のとおり。

(3)　履行期間

契約締結日から令和９年２月19日までの間

(4)　履行場所

仕様書のとおり。

２　入札参加資格

(1)　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。

(7)　この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）

ウ　大阪府（大阪府警察をはじめとする大阪府の機関を含む。）との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者

(8)　令和７・８・９年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「古物類（種目コード62）の古物商」に登録をされている者であること。

(9)　大阪府の区域内に事業所を有していること。

(10)　古物営業法第５条第２項における許可証（以下「古物商許可証」という。）の交付について、この公告の日を基準に５年以上前に交付されている者を作業責任者として本業務に配置できること。また、作業副責任者についても必ず配置することとし、仕様書に定める本業務の履行体制が整備できていること。

３　入札参加資格審査申請手続

(1)　申請書類及び入札説明書等の交付期間

令和８年11月６日（金）午後１時から令和８年11月20日（金）午後０時まで

(2)　申請書類及び入札説明書等の交付場所

大阪府警察ウェブサイト「会計課からの物品売払い情報」に掲載している入札関係書類（ＰＤＦファイル）を入札参加希望者が印刷すること。

(3)　提出する書類

ア　一般競争入札参加資格審査申請書（様式２－１）

イ　業務執行体制予定書（様式２－２）

ウ　入札参加資格審査結果通知用封筒（定型封筒に送付先を明記し、簡易書留郵便相当分を含む切手（490円分）を貼付したものもしくはレターパックライト。）

(4)　提出する場所

〒540-8540　大阪市中央区大手前三丁目１番11号

（TEL　06-6943-1234　内線22591）

大阪府警察本部総務部会計課監査室

(5)　提出方法

提出書類は、持参又は郵送するものとする。なお、郵送の場合は必着とする。

(6)　審査結果の通知

入札参加資格の結果通知は、令和８年11月25日（水）付けで、申請者に対し郵送にて通知する。

(7)　入札に関する質問と回答

入札に関して質問がある場合は、質問書（様式３）を令和８年11月20日（金）午後５時までに、前記(4)に示す場所に提出すること。

なお、回答は郵送により令和８年11月25日（水）付けで、入札参加資格審査申請者に通知する。

４　入札手続等

(1)　入札執行の日時及び場所

ア　日時

令和８年12月１日（火）午前10時

イ　場所

大阪市中央区大手前三丁目１－11

大阪府警察本部本庁舎１階入札室

(2)　入札方法

ア　入札の執行に当たって、入札資格がある旨記載された通知書（一般競争入札参加資格確認結果通知書）を持参することとし、持参しない者は入札資格を認めない。

なお、入札資格がないと認められた者は本件入札に参加することができない。

イ　入札書（様式４－５）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

ウ　入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状を持参し、提出すること。

エ　売却物件全てを１品目として入札するものとし、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、売却物件の価格のほか、回収、仕分け及び保管等に要する一切の諸費用を考慮すること。

(3)　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円とする。

(4)　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

免除する。

イ　契約保証金

落札者は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第67条の規定による契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第68条第１号又は第３号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(5)　入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪府警察により入札参加資格のある旨確認された者であっても、その確認の後、入札時において前記２に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

５　落札者の決定方法

入札を行った者のうち、入札書に記載された契約希望金額が、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第57条の規定に基づいて定めた予定価格以上であり、かつ、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

６　契約書の作成

契約書を作成する。

７　契約の締結等

ア　落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、

その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しない。

イ　落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

(ｱ)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

(ｲ)　大阪府（大阪府警察をはじめとする大阪府の機関を含む。）との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者

8　7のア又はイにより、契約を締結しなくても、大阪府警察は一切の責めを負わないものとする。

9　その他

(1)　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び問い合わせ先

前記３の(4)に同じ。

(2)　入札参加者は、本書、一般競争入札心得、契約書案及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

以　上

（４－３）

契　　約　　書（案）

1	契約件名	府帰属物件の売買契約（第三ブロック）									
2	数量・規格等	仕様書のとおり									
3	契約金額	十億			百万			千			円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額										
	（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。										
4	履行期間	契約締結日から令和９年２月19日まで									
5	履行場所	大阪府の指定する場所									
6	契約保証金	納付又は免除									
7	適用除外条項	な　し									

上記の契約について、売払人と買受人は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外事項は、上記７のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人　大　阪　府
　　代　表　者　大阪府警察本部長

買受人　所　在　地
　　商号又は名称
　　代　表　者

（総則）

第１条　売払人及び買受人は、この契約書（特記仕様書及び仕様書を含む。）に基づき日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

２　買受人は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく作業を履行しなければならない。

３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、口頭により報告できる定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して売払人と買受人の間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して売払人と買受人の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

７　この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

10　買受人は、この契約を履行するに当たり、出向社員又は派遣社員を受け入れて作業を行うときは、別記「委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の保証）

第２条　買受人は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1)　国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(2)　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

(3)　銀行又は売払人が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(4)　銀行又は売払人が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(5)　銀行又は売払人が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(6)　銀行又は売払人が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2)　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における買受人からの契約保証金免除申請

(3)　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第５号の規定に基づき、契約金額が即納されるとき

(4)　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第６号の規定に基づき、売払人が契約保証金の免除を認めたとき

３　前項第１号の場合においては、買受人は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を売払人に寄託しなければならない。

４　契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の５に相当する額に達するまで、売払人は、契約保証金の増額を請求することができ、買受人は、契約保証金の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第３条　買受人は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ売払人の承認を得た場合にあっては、この限りではない。

（再委託等の禁止及び誓約書の提出）

第４条　買受人は、この契約の履行について、作業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、買受人が委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称その他売払人が必要とする事項を書面をもって売払人に通知し、売払人の承諾を得て作業の一部を委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

２　買受人が前項ただし書の規定により、作業の一部を委任し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。

(1)　買受人は、次のいずれかに該当するものを受任者又は下請負人としてはならない。

ア　入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）

イ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反（以下「誓約書違反者」という。）

エ　第20条第２項第12号に掲げるアからエのいずれかに該当する者

(2)　買受人は、受任者又は下請負人の行為のすべてについて責任を負うものとする。
3　この契約の履行において、作業の一部を再委託することができる範囲については、仕様書で定める。
4　買受人は、受任者又は下請負人それぞれから暴力団排除措置規則第８条に規定する誓約書を徴取し、売払人に提出しなければならない。
5　売払人は、買受人が入札参加除外者、誓約書違反者又は第20条第２項第12号に掲げるアからエのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人とし、又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第10条第２号に規定する者と契約を締結していると認められる場合は、買受人に対して、当該契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、買受人が負うものとする。

（法令上の責任）
第５条　買受人は、仕様書で定める作業責任者等の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。
2　買受人は、事業主として、作業の履行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

（個人情報の保護）
第６条　買受人は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年10月31日条例第60号）その他法令に定めるもののほか、作業の履行に伴う個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（秘密の保持及び資料等転用の禁止等）
第７条　買受人は、作業を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
2　前項の規定は、作業責任者等にも適用するものとする。
3　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
4　買受人は、売払人が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を本作業以外の用に供し、又は複製してはならない。

（作業責任者等に関する措置請求）
第８条　売払人は、買受人が作業に着手した後に買受人の作業責任者等が作業の履行について著しく不適当であると認められる場合は、その理由を示し、買受人に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（売払代金の納付等）
第９条　売払人は、契約が締結した後、買受人に対して契約金額を記載した納入通知書を送付しなければならない。
２　買受人は、前項の納入通知書を受理したときは、支払期限までに契約金額を納付しなければならない。
３　買受人は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額の支払いが遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

（契約金額の変更等）
第10条　一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により買受人が負担する経費に増減が生じた場合であっても、契約金額又は仕様書は変更しないものとする。

（臨機の措置等）
第11条　買受人は、作業の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、売払人の指示を受け、又は売払人買受人協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、買受人の判断によって臨機の措置をとらなければならない。
２　前項の場合において、買受人は、そのとった措置の内容について、遅滞なく売払人に報告しなければならない。
３　売払人は、事故防止その他作業上特に必要があると認めたときは、買受人に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
４　買受人が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用については、買受人がこれを負担するものとする。

（買受人の施設内への立入）
第12条　売払人は、この契約の履行検査及び適切な履行を確保するための必要な調査において定期及び随時に買受人の管理する施設内に立ち入ることができるものとする。

（経費の負担）
第13条　買受人が作業の履行に当たり、必要となる経費については、仕様書に定めがない限り買受人が負担するものとする。

（事故発生時の報告）
第14条　買受人は、作業の履行に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは直ちに売払人に報告し、その指示に従うものとする。

（履行の検査）
第15条　買受人は、作業の履行が終了したときは、遅滞なく、仕様書で定める作業完了届を提出し、確認を受けた上で、実地による履行の検査を受けなければならな

い。
２　売払人は、前項の作業完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に作業完了届等を確認の上、実地による履行検査を完了しなければならない。
３　買受人は、前項の履行検査に合格しないときは、売払人の指示に従い、直ちに必要な補完作業を行うものとし、当該補完作業が完了したときは、その旨を売払人に通知しなければならない。この場合においては、補完作業の完了通知を作業完了届の提出とみなして前項の規定を適用する。

（所有権の移転）
第16条　前条第２項の履行検査の合格後、買受人から売払人への個人情報関連物件の引渡しをもって、売却物件の所有権が買受人に移転するものとする。

（損害賠償）
第17条　買受人は、作業の履行に当たり、この契約及びこの契約に基づく売払人の指示に違反して売払人又は第三者に損害を与えた場合は、売払人の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。
２　売払人は、買受人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を買受人に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（履行遅滞）
第18条　買受人は、作業の履行が買受人の責めに帰すべき事由により、遅滞したときは、当該作業に係る契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を売払人に支払わなければならない。

（売払人の任意解除権）
第19条　売払人は、次条又は第20条の２の規定に該当するもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（売払人の解除権）
第20条　売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
(1)　正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
(2)　買受人の責めに帰する理由により契約期間内に作業を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
(3)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第３条の規定に違反して、本契約から生じる権利を譲渡したとき。

⑵　買受人の債務の全部の履行が不能であるとき。

⑶　買受人がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑷　買受人が債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

⑸　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑺　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる権利を譲渡したとき。

⑻　この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

⑼　故意又は過失により売払人に重大な損害を与えたとき。

⑽　第22条の規定によらないで買受人からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

⑾　第４条第５項の規定により、売払人から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、買受人がこの求めに応じなかったとき。

⑿　買受人が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ　役員又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。

エ　役員又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ　アからエのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、第４条第１項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他契約を締結したと認められるとき。

３　次に掲げる場合には、売払人は、第１項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1)　債務の一部の履行が不能であるとき。

(2)　買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第20条の２　売払人は、この契約に関し、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2)　独占禁止法第７条第１項若しくは第２項（同法第８条の２第２項及び第20条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは同条第３項、同法第17条の２又は同法第20条第１項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3)　独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4)　刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第３条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（買受人の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認められたとき。

(6)　公租公課若しくは大阪府の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払いがなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟法上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他買受人の信用状態が著しく悪化し若しくはその恐れが大きいと売払人が認めるべき相当の理由があるとき。

(7)　第４条の規定に違反したとき。

（売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条　第20条又は前条に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（買受人の解除権）

第22条　買受人は、売払人がこの契約に違反し、それにより作業を完了することが

不可能となったときは、書面をもって売払人に通告することによって、この契約を解除することができる。だたし、買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第23条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、買受人は、違約金として、契約金額の100分の５に相当する額を、売払人の指定する日までに、売払人に支払わなければならない。

(1)　第20条の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　買受人がその債務の履行を拒否し、又は、買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成11年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合において、第２条第１項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、売払人は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　第１項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

５　第１項（第２項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び前項の規定は適用しない。

６　買受人は、この契約により、売払人に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を売払人の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年３パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて売払人に納付しなければならない。

（賠償額の予定等）

第24条　買受人は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を売払人の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、売払人がこの契約を解除するか否かを問わず、作業が完了した後も同様とする。

(1)　買受人に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2)　買受人に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。
(3)　第20条の２第４号に規定する刑が確定したとき。
(4)　第20条の２第５号に該当したとき。

２　買受人が第４条第１項の規定に違反し、作業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、買受人は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を売払人が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

３　前２項の場合において、売払人に生じた実際の損害額が前２項に規定する賠償額を超えるときは、買受人は、超過額を売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

（相殺）

第25条　売払人は、買受人に対して有する金銭債権があるときは、買受人が売払人に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

２　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、買受人は、売払人の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（紛争の処理）

第26条　買受人は、この契約に関し、第三者との間に売払人の責めに帰さない紛争が生じたときは、買受人の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

（疑義等の決定）

第27条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、売払人買受人が協議の上、これを定めるものとする。

（別　記）

特　記　仕　様　書

Ⅰ　妨害又は不当要求に対する報告義務

(1)　買受人は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
(2)　報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
(3)　買受人は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
(4)　報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

Ⅱ　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　買受人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　買受人は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者の届出）

第３　買受人は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により売払人に報告しなければならない。

２　買受人は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により売払人に報告しなければならない。

３　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を指導監督しなければならない。

（秘密の保持）

第４　買受人は、この契約による事務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第５　買受人は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本作業の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第６　買受人は、売払人の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（買受人の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

２　売払人は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７　買受人は、本作業を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　買受人は、売払人に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第８　買受人は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

（１）　個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

（２）　施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

（３）　個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

（４）　定められた場所からの個人情報の持ち出し禁止

（５）　個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

（６）　個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

（７）　個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検

（８）　私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

（９）　個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
（10）　その他、作業の内容に応じて、個人情報保護のために必要な措置
（11）　上記項目の作業従事者への周知

（取得の制限）

第９　買受人は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10　買受人は、売払人の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は売払人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11　買受人は、売払人の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために売払人から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12　買受人は、この契約による事務を処理するために、売払人から提供を受け、又は買受人自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに売払人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、売払人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13　買受人は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14　売払人は、買受人が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。
２　買受人は、売払人の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（指導監督）

第15　売払人は、第14による調査・報告の結果、買受人の管理状況が不適切であった場合には、改善を求めるなど、必要に応じて指導監督するものとする。

（事故発生時における報告）

第16　買受人は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに売払人に報告し、売払人の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第17　売払人は、買受人が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第18　買受人は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより売払人又は第三者が損害を被った場合には、売払人又は第三者にその損害を賠償しなければならない。

第６第２項関係　売払人が再委託を承諾する場合に付する条件

（１）買受人は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。 （２）（１）の場合、買受人は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、売払人に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 （３）買受人は、再委託先に対して本作業の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、売払人の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。 （４）（３）の場合、買受人は、売払人自らが再委託に対して再委託された作業の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（注）再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第８（１）関係　個人情報管理台帳（例）

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	（例）紙○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	（例）申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	（例）○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持ち出しの有無	（「有」の場合、持出管理簿等を別途作成）
複写の有無	（「有」の場合、複写管理簿等を別途作成）
廃棄・返却年月日	
備考	

（４－４）

仕　様　書

１　件名
　府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

２　契約の目的
　本契約は、府帰属物件の売買契約であるが、売却物件と売買に付さない個人情報関連物件も含めて買受人が回収の上、当該買受人の保管場所等において売却物件と個人情報関連物件に仕分け、管理し、個人情報関連物件のみを売払人に引き渡すものとする。

３　売却物件等点数
　売　却　物　件　　４４，４２９点
　個人情報関連物件　　１０，３３５点　　合計　５４，７６４点
※　別添１「売却物件等一覧表」のとおり。

４　契約期間
　契約締結日から令和９年２月19日までの間

５　回収場所
　西淀川警察署ほか１１警察署
※　別添２「警察署一覧表」のとおり。

６　履行体制の確保
(1)　作業計画書
　各警察署会計課への売却物件及び個人情報関連物件（以下「売却物件等」という。）の回収日時のほか、回収に使用する車両規格や停車場所を調整するなど、本仕様書に基づき、仕分等に係る作業計画書（別記様式第１号）を作成すること。
(2)　作業責任者等の届出
ア　作業責任者の選定
　作業責任者は、作業全体を把握し、作業従事員を指導監督するほか、不測の事態にも対処できるよう、運用体制を確立しておくこと。また、作業副責任者は作業責任者を補助し、本作業における円滑な履行の確保に務めるもの。
　なお、作業責任者及び作業副責任者の選定にあっては、会社の代表者若しくは代表者が指定する正社員とする。
イ　作業従事員の選定
　本作業の円滑な履行を確保するために、選定された作業従事員が専従して行うこと。
　なお、作業従事員には、個人情報関連物件の種類及び選別方法等を事前に周知しておくこと。
ウ　作業責任者等の届出及び変更
　買受人は、作業責任者、作業副責任者及び作業従事員（以下「作業責任者等」という。）を選定した上で、「作業責任者等届」（別記様式第２号）を作成すること。
　また、作業責任者等を変更しようとする場合は、事前に変更の旨を口頭で連絡するとともに、速やかに「作業責任者等届」（別記様式第２号）を提出すること。

(3)　保管場所等の確保

ア　保管場所及び仕分場所の確保

売却物件等の保管場所及び仕分場所（以下「保管場所等」という。）にあっては、施錠設備を有しているとともに、防犯カメラ（画素数が200万画素以上かつHDDの容量が２TB以上の機能を有するもの。）をそれぞれ適正に設置すること。また、保管場所にあっては最大２箇所までとし、原則、保管場所と仕分場所はそれぞれ相違する場所を確保すること。また、保管場所については原則大阪府内とすること。

なお、これに拠り難い場合は、売払人と協議して決定すること。

イ　個人情報関連物件の管理

保管場所で管理する個人情報関連物件にあっては、鍵のかかる保管庫等で管理するとともに、鍵の管理は作業責任者又は作業副責任者が管理すること。

ウ　保管場所等の図面等の提出

前記アにより保管場所等を確保した場合は、図面等を提出すること。

(4)　書類の提出

買受人は、契約締結から７日以内に、前記(1)から(3)に定める書類を売払人に提出し、承認を得なければならない。

(5)　履行体制の確認

前記(4)の承認後、保管場所等にあっては、売却物件等の回収開始時期までに、売払人の実地による確認を受けること。

(6)　再委託することができる範囲

本契約で定める再委託の範囲については､売却物件等の回収にかかる作業とする。

なお、再委託については、買受人が委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称その他売払人が必要とする事項を書面をもって売払人に通知し、売払人の承認を得なければならない。

７　売却物件等の回収の時期

本契約における売却物件等の回収については、売払人による前記６(4)の承認及び前記６(5)の確認後のほか、売払人から送付された納入通知書により売払代金を納付し、その領収書の写しを売払人に送付の上、売払人による納付確認後でなければ、回収を開始できない。

８　作業内容

(1)　売却物件等の回収

ア　前記６(4)により売払人の承認を得た作業計画書に基づき、各警察署から売却物件等を回収すること。

なお、回収日については、平日（土・日曜日及び祝日を除く。）午前９時３０分から午後５時００分（午後０時００分から午後１時００分を除く。）とする。

イ　各警察署への回収については、作業計画に基づき速やかに完了すること。

なお、１警察署の回収にあっては、当日中に終了すること。

ウ　売却物件等の回収に際して、警察署会計課員から、売却物件等の引渡し時に交付される「引渡書」（別記様式第３号）に基づき売却物件等を回収するとともに、売却物件等以外の誤回収や回収漏れを防止すること。

エ　搬送用車両への売却物件等の積み込み完了後、「受領書」（別記様式第３号）を警察署会計課員に交付すること。

なお、紛失防止のため、搬送用車両については、平ボディタイプ（屋根がなく安全柵のみの荷台）以外の車両を使用すること。

オ　搬送用車両から売却物件等を荷下ろしする際は、下ろし漏れの防止に努めるとともに、前記６(3)アによる保管場所及び保管庫等で管理すること。

カ　売却物件等の回収に要する費用については、買受人の負担とする。

キ　売却物件等の回収について、再委託が承諾された場合であっても、不測の事態に備えるため、作業責任者又は作業副責任者を同行又は立ち会わせること。

ク　搬送時は関係法令を遵守するとともに、紛失防止に努めること。

(2)　売却物件等の管理及び仕分

ア　回収後の売却物件等及び仕分後の個人情報関連物件にあっては、各警察署毎に管理すること。

なお、仕分後の売却物件にあっては、分類ごとにまとめて管理することができる。

イ　売却物件等の仕分にあっては、必ず仕分場所で作業することとし、保管場所と仕分場所を混在させないこと。

ウ　仕分にあっては、保管場所から仕分場所に移動させた上、作業責任者又は作業副責任者の管理下において作業すること。

エ　仕分方法は、売却物件と個人情報関連物件（別添３「個人情報関連物件一覧表」を参照）に仕分けること。

オ　売却物件と個人情報関連物件は区分して作業すること。

カ　就業時間内に仕分が完了しなかった売却物件等は、そのまま仕分場所に放置することなく、前記６(3)アによる保管場所及び保管庫等で管理すること。

なお、仕分が完了した売却物件等についても、売払人による履行の検査を終えるまでは、同様に管理すること。

キ　仕分完了後は、作業責任者又は作業副責任者が必ず最終確認を実施すること。

ク　仕分時において、汚損や破損等損傷が著しい物件を発見した場合や、個人情報の記載がない紙類などを廃棄する場合は、別途売払人と協議するものとする。

ケ　売却物件等の仕分及び管理に要する費用については、買受人の負担とする。

９　売払人の指示等

(1)　作業改善の指示

売払人は作業責任者等が作業を履行するために必要な適格性を欠くと認める場合は、買受人に対して改善するよう指示することができる。

(2)　報告、関係書類の閲覧等

買受人は、売払人から作業の履行に関する報告、関係書類の閲覧及び必要な資料の提出を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

(3)　ごみの処理

本作業の履行に伴って排出されたごみ処理については、買受人が自ら行うか、買受人の負担において専門業者との間で委託契約等を行うこと。

(4)　随時検査

履行開始後において、本契約どおり履行しているか随時検査を受けなければならない。

なお、日程については、売払人と協議すること。

(5)　履行検査

前記８(2)の仕分完了後、後記11(2)の作業完了届等を売払人に提出し、確認を

受けた上で、本契約どおり履行しているか実地による履行検査を受けなければならない。

なお、履行検査合格後、売払人により個人情報関連物件を回収する。

(6)　臨時調査

買受人は、作業状況について、売払人から調査を指示された場合は、速やかに調査を実施するとともに、書面により報告しなければならない。また、前記６(3)アにより設置している防犯カメラの映像について、提出を求められた場合は保存データを提出すること。提出に必要な費用については、買受人の負担とする。

10　買受人の義務

(1)　法令等の遵守

買受人は、法令、条例、規則、その他本作業の履行に必要な規定を遵守し、誠実に職務を遂行しなければならない。

(2)　善管注意義務

買受人は、売却物件等について、不適切な管理により、き損、損壊、亡失等が生じないように、善良な管理者の注意義務をもって適切に取り扱うこと。

(3)　情報の持出の禁止

作業従事者は、本作業の履行に関して売払人から提供を受けた個人情報を、売払人の許可を受けることなく、むやみに保管場所の外に持ち出さないこと。

11　作業完了報告書等の提出

(1)　作業日報の作成

買受人は、作業を履行した日毎に、警察署名や仕分けた件数等の作業内容について、「作業日報」（別記様式第４号）を作成すること。

(2)　作業完了届等の提出

買受人は、保管場所で管理する売却物件等の仕分作業が終了したときは、「作業完了届」（別記様式第５号）に前記(1)の作業日報を添付し、速やかに売払人に提出すること。

なお、作業完了届の提出回数にあっては、保管場所が１箇所の場合は、最大２回までとし、保管場所が２箇所の場合は、それぞれ１回までとする。また、売払人に提出後は、確認を受けた上で、実地による履行の検査を受けなければならない。

12　その他

本仕様書に定める事項については、買受人がその責任において履行するものとし、本作業により発生する事故等についての一切の責任は買受人に帰するものとする。

以　上

売却物件等一覧表（西淀川警察署）

１　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	5
		ネックレス	4
		その他貴金属類（イヤリング等）	10
		時計類（腕時計・置時計等）	3
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	8
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	29
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	69
		電子たばこ	229
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	18
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	30
		財布	21
		小銭入れ	26
		カードケース類（名刺入れ等）	24
		めがね	20
		サングラス	7
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	120
		かさ	73
		文具・手帳類	48
		書籍類	7
		その他著作品類（CD・DVD等）	1
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	34
		医療（絆創膏等）・化粧品類	85
		生活用品類（雑貨等）	327
		袋・封筒類（エコバッグ等）	41
		鍵	172
		紙類	137
		食料品類	47
		ICOCA	42
		Suica	0
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	34
	小計（売却物件）		1,671
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		1
	スマートウォッチ		4
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		1
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		0
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		16
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		77
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		246
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		2
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		2
	小計（個人情報関連物件）		349
合計			2,020

２　全物品の合計立米（概算）　　1.4 ㎥

※注１　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注２　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注３　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 18,500	¥ 8,800	¥ 13,000	¥ 15,550	¥ 55,850
	売却点数	265	273	338	392	1,268
令和2年度	売却額	¥ 15,500	¥ 15,100	¥ 6,010	¥ 5,500	¥ 42,110
	売却点数	292	374	259	205	1,130
令和3年度	売却額	¥ 29,990	¥ 18,190	¥ 21,890	¥ 21,500	¥ 91,570
	売却点数	232	285	238	521	1,276
令和4年度	売却額	¥ 22,000	¥ 11,000	¥ 22,500	¥ 12,000	¥ 67,500
	売却点数	265	334	235	367	1,201
令和5年度	売却額	¥ 23,000	¥ 10,000	¥ 18,000	¥ 32,000	¥ 83,000
	売却点数	296	376	303	402	1,377

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 2,000	¥ 16,110	¥ 5,490	¥ 26,660	¥ 50,260
	売却点数	1	6	28	6	41
令和2年度	売却額	¥ 22,800	¥ 7,460	¥ 10,680	¥ 10,000	¥ 50,940
	売却点数	5	4	10	3	22
令和3年度	売却額	¥ 7,500	¥ 21,580	¥ 17,040	¥ 1,000	¥ 47,120
	売却点数	6	4	2	1	13
令和4年度	売却額	¥ 18,310	¥ 26,000	¥ 56,500	¥ 5,010	¥ 105,820
	売却点数	4	4	3	2	13
令和5年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ －	¥ －
	売却点数	0	0	0	0	0

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（淀川警察署）

1 物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	69
		ネックレス	43
		その他貴金属類（イヤリング等）	151
		時計類（腕時計・置時計等）	21
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	35
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	163
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	266
		電子たばこ	320
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	61
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	112
		財布	30
		小銭入れ	87
		カードケース類（名刺入れ等）	83
		めがね	83
		サングラス	38
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	321
		かさ	143
		文具・手帳類	138
		書籍類	30
		その他著作品類（CD・DVD等）	2
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	129
		医療（絆創膏等）・化粧品類	239
		生活用品類（雑貨等）	1,071
		袋・封筒類（エコバッグ等）	245
		鍵	392
		紙類	217
		食料品類	133
		ICOCA	90
		Suica	21
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	223
	小計（売却物件）		4,956
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		7
	スマートウォッチ		13
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		27
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		2
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		42
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		334
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		791
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		4
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		9
	小計（個人情報関連物件）		1,229
合計			6,185

2 全物品の合計立米（概算）

4.2 ㎥

※注1 食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注2 ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注3 商品券の中には期限切れのものも含まれます。
宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 181,190	¥ 270,000	¥ 158,000	¥ 380,000	¥ 989,190
	売却点数	2,413	2,908	2,303	2,486	10,110
令和2年度	売却額	¥ 170,000	¥ 198,000	¥ 170,000	¥ 220,000	¥ 758,000
	売却点数	2,500	2,507	1,339	1,634	7,980
令和3年度	売却額	¥ 65,000	¥ 230,000	¥ 150,000	¥ 270,000	¥ 715,000
	売却点数	1,886	1,957	1,713	1,595	7,151
令和4年度	売却額	¥ 435,000	¥ 295,000	¥ 520,000	¥ 300,000	¥ 1,550,000
	売却点数	1,959	1,831	2,265	2,406	8,461
令和5年度	売却額	¥ 261,000	¥ 285,000	¥ 258,000	¥ 280,000	¥ 1,084,000
	売却点数	2,654	3,453	3,059	3,286	12,452

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 63,990	¥ 69,300	¥ 34,700	¥ 13,200	¥ 181,190
	売却点数	4	4	3	2	13
令和2年度	売却額	¥ 52,200	¥ 77,040	¥ 49,630	¥ 4,200	¥ 183,070
	売却点数	5	4	3	2	14
令和3年度	売却額	¥ 30,000	¥ 43,400	¥ 73,700	¥ 63,800	¥ 210,900
	売却点数	2	4	3	2	11
令和4年度	売却額	¥ 16,750	¥ 26,900	¥ 220,000	¥ 11,590	¥ 275,240
	売却点数	6	5	4	2	17
令和5年度	売却額	¥ 164,000	¥ 62,500	¥ 102,000	¥ 63,100	¥ 391,600
	売却点数	5	3	3	3	14

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（東淀川警察署）

１　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	17
		ネックレス	9
		その他貴金属類（イヤリング等）	23
		時計類（腕時計・置時計等）	29
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	15
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	62
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	111
		電子たばこ	55
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	31
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	61
		財布	28
		小銭入れ	55
		カードケース類（名刺入れ等）	26
		めがね	50
		サングラス	15
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	170
		かさ	83
		文具・手帳類	149
		書籍類	22
		その他著作品類（CD・DVD等）	3
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	72
		医療（絆創膏等）・化粧品類	95
		生活用品類（雑貨等）	440
		袋・封筒類（エコバッグ等）	90
		鍵	204
		紙類	170
		食料品類	52
		ICOCA	38
		Suica	3
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	56
	小計（売却物件）		2,234
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		2
	スマートウォッチ		5
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		8
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		2
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		21
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		135
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		511
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		1
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		9
	小計（個人情報関連物件）		694
合計			2,928

２　全物品の合計立米（概算）　　２㎥

※注１　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注２　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注３　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 29,560	¥ 95,505	¥ 48,000	¥ 150,000	¥ 323,065
	売却点数	1,137	1,286	909	848	4,180
令和2年度	売却額	¥ 130,000	¥ 66,210	¥ 43,000	¥ 92,000	¥ 331,210
	売却点数	807	870	532	676	2,885
令和3年度	売却額	¥ 140,000	¥ 78,000	¥ 71,000	¥ 29,000	¥ 318,000
	売却点数	745	816	900	784	3,245
令和4年度	売却額	¥ 25,000	¥ 48,000	¥ 120,000	¥ 105,000	¥ 298,000
	売却点数	902	934	943	972	3,751
令和5年度	売却額	¥ 45,500	¥ 150,000	¥ 55,000	¥ 88,000	¥ 338,500
	売却点数	961	1,123	1,209	1,171	4,464

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 4,500	¥ 12,000	¥ 17,530	¥ 89,000	¥ 123,030
	売却点数	2	2	2	2	8
令和2年度	売却額	¥ 8,990	¥ 110,100	¥ 35,000	¥ 28,670	¥ 182,760
	売却点数	1	6	2	4	13
令和3年度	売却額	¥ 128,510	¥ 50,100	¥ 10,260	¥ 38,600	¥ 227,470
	売却点数	6	3	2	5	16
令和4年度	売却額	¥ 7,000	¥ 20,200	¥ 2,722	¥ 3,600	¥ 33,522
	売却点数	2	3	50	8	63
令和5年度	売却額	¥ 10,640	¥ 1,500	¥ 16,500	¥ 62,100	¥ 90,740
	売却点数	6	2	15	9	32

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（高槻警察署）

1　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	72
		ネックレス	43
		その他貴金属類（イヤリング等）	113
		時計類（腕時計・置時計等）	43
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	18
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	152
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	191
		電子たばこ	125
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	96
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	156
		財布	66
		小銭入れ	133
		カードケース類（名刺入れ等）	83
		めがね	107
		サングラス	37
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	628
		かさ	344
		文具・手帳類	183
		書籍類	27
		その他著作品類（CD・DVD等）	0
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	251
		医療（絆創膏等）・化粧品類	245
		生活用品類（雑貨等）	1,924
		袋・封筒類（エコバッグ等）	548
		鍵	558
		紙類	372
		食料品類	159
		ICOCA	124
		Suica	3
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	191
	小計（売却物件）		6,992
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		5
	スマートウォッチ		10
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		21
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		1
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		23
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		331
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		942
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		1
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		2
	小計（個人情報関連物件）		1,336
合計			8,328

2　全物品の合計立米（概算）　　5.7 ㎥

※注1　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注2　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注3　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 150,000	¥ 126,000	¥ 330,000	¥ 110,000	¥ 716,000
	売却点数	761	704	877	1,260	3,602
令和2年度	売却額	¥ 250,000	¥ 140,000	¥ 70,000	¥ 150,000	¥ 610,000
	売却点数	761	873	568	3,069	5,271
令和3年度	売却額	¥ 70,000	¥ 186,000	¥ 150,000	¥ 370,000	¥ 776,000
	売却点数	3,534	2,994	2,786	1,379	10,693
令和4年度	売却額	¥ 516,000	¥ 175,000	¥ 230,000	¥ 100,000	¥ 1,021,000
	売却点数	1,398	2,488	2,887	2,919	9,692
令和5年度	売却額	¥ 240,000	¥ 160,000	¥ 170,000	¥ 215,000	¥ 785,000
	売却点数	3,168	4,560	5,080	6,296	19,104

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 84,500	¥ 30,000	¥ 93,940	¥ 103,750	¥ 312,190
	売却点数	9	7	13	7	36
令和2年度	売却額	¥ 33,100	¥ 106,360	¥ −	¥ 32,630	¥ 172,090
	売却点数	6	11	0	6	23
令和3年度	売却額	¥ 36,500	¥ 27,580	¥ 40,010	¥ −	¥ 104,090
	売却点数	3	4	2	0	9
令和4年度	売却額	¥ 102,380	¥ 158,300	¥ 137,010	¥ 226,500	¥ 624,190
	売却点数	3	7	9	7	26
令和5年度	売却額	¥ 45,100	¥ −	¥ 38,500	¥ 164,000	¥ 247,600
	売却点数	2	0	3	5	10

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（茨木警察署）

1　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	59
		ネックレス	51
		その他貴金属類（イヤリング等）	113
		時計類（腕時計・置時計等）	43
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	19
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	157
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	206
		電子たばこ	135
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	64
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	130
		財布	59
		小銭入れ	132
		カードケース類（名刺入れ等）	78
		めがね	83
		サングラス	32
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	450
		かさ	131
		文具・手帳類	201
		書籍類	26
		その他著作品類（CD・DVD等）	0
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	232
		医療（絆創膏等）・化粧品類	247
		生活用品類（雑貨等）	995
		袋・封筒類（エコバッグ等）	222
		鍵	511
		紙類	308
		食料品類	67
		ICOCA	103
		Suica	1
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	285
	小計（売却物件）		5,140
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		2
	スマートウォッチ		12
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		66
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		1
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		19
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		415
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		813
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		1
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		5
	小計（個人情報関連物件）		1,334
合計			6,474

2　全物品の合計立米（概算）　　4.4 ㎥

※注1　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注2　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注3　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 150,000	¥ 335,000	¥ 120,000	¥ 180,000	¥ 785,000
	売却点数	1,498	1,651	1,823	1,760	6,732
令和2年度	売却額	¥ 156,000	¥ 223,680	¥ 46,000	¥ 70,000	¥ 495,680
	売却点数	1,524	1,874	1,138	1,499	6,035
令和3年度	売却額	¥ 305,000	¥ 262,000	¥ 185,000	¥ 140,000	¥ 892,000
	売却点数	1,785	2,044	1,915	2,031	7,775
令和4年度	売却額	¥ 190,000	¥ 158,000	¥ 150,000	¥ 215,500	¥ 713,500
	売却点数	2,065	2,519	2,521	2,555	9,660
令和5年度	売却額	¥ 235,500	¥ 180,000	¥ 130,100	¥ 156,100	¥ 701,700
	売却点数	2,973	2,486	2,419	2,625	10,503

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 36,270	¥ 44,920	¥ 34,000	¥ 4,860	¥ 120,050
	売却点数	8	9	2	2	21
令和2年度	売却額	¥ 75,000	¥ 40,000	¥ 94,160	¥ 57,000	¥ 266,160
	売却点数	2	4	6	5	17
令和3年度	売却額	¥ 22,000	¥ 32,000	¥ 170,000	¥ 115,000	¥ 339,000
	売却点数	1	3	5	2	11
令和4年度	売却額	¥ 67,000	¥ 98,000	¥ 50,000	¥ 103,000	¥ 318,000
	売却点数	6	4	4	4	18
令和5年度	売却額	¥ 82,590	¥ 140,190	¥ 93,500	¥ 30,000	¥ 346,280
	売却点数	5	3	9	1	18

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（摂津警察署）

1　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	2
		ネックレス	3
		その他貴金属類（イヤリング等）	3
		時計類（腕時計・置時計等）	8
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	0
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	16
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	39
		電子たばこ	8
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	12
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	31
		財布	7
		小銭入れ	34
		カードケース類（名刺入れ等）	15
		めがね	20
		サングラス	10
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	93
		かさ	38
		文具・手帳類	56
		書籍類	5
		その他著作品類（CD・DVD等）	0
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	94
		医療（絆創膏等）・化粧品類	45
		生活用品類（雑貨等）	409
		袋・封筒類（エコバッグ等）	133
		鍵	95
		紙類	115
		食料品類	30
		ICOCA	23
		Suica	1
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	35
	小計（売却物件）		1,380
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		0
	スマートウォッチ		2
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		12
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		0
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		14
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		92
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		160
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		1
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		1
	小計（個人情報関連物件）		282
合計			1,662

2　全物品の合計立米（概算）　　1.1 ㎥

※注1　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注2　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注3　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 12,000	¥ 12,000	¥ 41,660	¥ 8,200	¥ 73,860
	売却点数	356	382	452	525	1,715
令和2年度	売却額	¥ 14,800	¥ 7,000	¥ 8,200	¥ 13,000	¥ 43,000
	売却点数	485	646	490	475	2,096
令和3年度	売却額	¥ 25,000	¥ 17,000	¥ 31,000	¥ 18,000	¥ 91,000
	売却点数	297	435	455	338	1,525
令和4年度	売却額	¥ 12,000	¥ 11,000	¥ 12,000	¥ 20,000	¥ 55,000
	売却点数	301	265	360	454	1,380
令和5年度	売却額	¥ 9,000	¥ 6,200	¥ 5,000	¥ 10,000	¥ 30,200
	売却点数	275	330	570	528	1,703

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ －	¥ 9,300	¥ 9,080	¥ 24,330	¥ 42,710
	売却点数	0	1	2	2	5
令和2年度	売却額	¥ －	¥ 12,300	¥ －	¥ 7,000	¥ 19,300
	売却点数	0	2	0	1	3
令和3年度	売却額	¥ 16,880	¥ 11,700	¥ 8,090	¥ 3,700	¥ 40,370
	売却点数	1	2	2	1	6
令和4年度	売却額	¥ －	¥ 11,000	¥ －	¥ 15,000	¥ 26,000
	売却点数	0	1	0	1	2
令和5年度	売却額	¥ 12,000	¥ －	¥ －	¥ 1,000	¥ 13,000
	売却点数	1	0	0	1	2

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（吹田警察署）

1　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	56
		ネックレス	37
		その他貴金属類（イヤリング等）	82
		時計類（腕時計・置時計等）	54
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	52
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	138
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	277
		電子たばこ	263
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	87
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	160
		財布	45
		小銭入れ	121
		カードケース類（名刺入れ等）	148
		めがね	114
		サングラス	30
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	534
		かさ	263
		文具・手帳類	263
		書籍類	44
		その他著作品類（CD・DVD等）	8
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	208
		医療（絆創膏等）・化粧品類	297
		生活用品類（雑貨等）	1,528
		袋・封筒類（エコバッグ等）	337
		鍵	570
		紙類	423
		食料品類	178
		ICOCA	140
		Suica	12
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	340
	小計（売却物件）		6,809
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		8
	スマートウォッチ		32
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		43
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		2
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		26
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		396
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		1,227
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		1
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		3
	小計（個人情報関連物件）		1,738
合計			8,547

2　全物品の合計立米（概算）　　5.8 ㎥

※注1　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注2　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注3　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 200,000	¥ 220,000	¥ 308,000	¥ 300,000	¥ 1,028,000
	売却点数	2,514	2,571	2,551	2,926	10,562
令和2年度	売却額	¥ 200,000	¥ 210,000	¥ 150,000	¥ 140,000	¥ 700,000
	売却点数	2,394	2,333	1,632	1,912	8,271
令和3年度	売却額	¥ 230,000	¥ 65,000	¥ 160,000	¥ 220,000	¥ 675,000
	売却点数	1,878	2,092	1,712	1,895	7,577
令和4年度	売却額	¥ 550,000	¥ 200,000	¥ 200,000	¥ 160,000	¥ 1,110,000
	売却点数	2,273	2,516	2,530	2,451	9,770
令和5年度	売却額	¥ 400,000	¥ 160,000	¥ 40,000	¥ 110,000	¥ 710,000
	売却点数	2,874	2,744	3,074	3,271	11,963

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 17,500	¥ 37,100	¥ 55,500	¥ 111,900	¥ 222,000
	売却点数	4	3	5	5	17
令和2年度	売却額	¥ 22,600	¥ 29,300	¥ 84,000	¥ 100,500	¥ 236,400
	売却点数	4	9	6	5	24
令和3年度	売却額	¥ 109,000	¥ 39,500	¥ 55,000	¥ 28,700	¥ 232,200
	売却点数	5	4	6	2	17
令和4年度	売却額	¥ 45,000	¥ 67,000	¥ 130,000	¥ 40,000	¥ 282,000
	売却点数	3	3	3	3	12
令和5年度	売却額	¥ 17,000	¥ 95,000	¥ 19,100	¥ 35,200	¥ 166,300
	売却点数	4	2	3	2	11

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（豊能警察署）

1　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	0
		ネックレス	0
		その他貴金属類（イヤリング等）	0
		時計類（腕時計・置時計等）	3
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	0
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	0
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	1
		電子たばこ	0
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	3
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	1
		財布	2
		小銭入れ	4
		カードケース類（名刺入れ等）	0
		めがね	2
		サングラス	0
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	2
		かさ	1
		文具・手帳類	5
		書籍類	0
		その他著作品類（CD・DVD等）	0
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	1
		医療（絆創膏等）・化粧品類	3
		生活用品類（雑貨等）	28
		袋・封筒類（エコバッグ等）	3
		鍵	11
		紙類	8
		食料品類	0
		ICOCA	4
		Suica	0
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	0
	小計（売却物件）		82
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		0
	スマートウォッチ		1
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		0
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		0
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		0
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		0
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		7
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		0
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		1
	小計（個人情報関連物件）		9
合計			91

2　全物品の合計立米（概算）　　0.1 ㎥

※注1　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注2　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注3　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ 5,900	¥ 5,900
	売却点数	0	0	0	115	115
令和2年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ 4,820	¥ 4,820
	売却点数	0	0	0	134	134
令和3年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ 900	¥ 900
	売却点数	0	0	0	88	88
令和4年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ 5,600	¥ 5,600
	売却点数	0	0	0	102	102
令和5年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ 6,680	¥ 6,680
	売却点数	0	0	0	28	28

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ 34,100	¥ 34,100
	売却点数	0	0	0	2	2
令和2年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ 34,000	¥ 34,000
	売却点数	0	0	0	3	3
令和3年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ 500	¥ 500
	売却点数	0	0	0	1	1
令和4年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ －	¥ －
	売却点数	0	0	0	0	0
令和5年度	売却額	¥ －	¥ －	¥ －	¥ 66,190	¥ 66,190
	売却点数	0	0	0	2	2

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（箕面警察署）

１　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	33
		ネックレス	36
		その他貴金属類（イヤリング等）	65
		時計類（腕時計・置時計等）	21
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	17
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	51
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	105
		電子たばこ	107
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	22
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	72
		財布	18
		小銭入れ	58
		カードケース類（名刺入れ等）	47
		めがね	62
		サングラス	13
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	240
		かさ	87
		文具・手帳類	87
		書籍類	2
		その他著作品類（CD・DVD等）	2
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	195
		医療（絆創膏等）・化粧品類	116
		生活用品類（雑貨等）	778
		袋・封筒類（エコバッグ等）	202
		鍵	204
		紙類	179
		食料品類	59
		ICOCA	56
		Suica	7
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	152
	小計（売却物件）		3,093
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		2
	スマートウォッチ		11
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		12
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		0
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		11
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		184
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		498
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		1
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		3
	小計（個人情報関連物件）		722
合計			3,815

２　全物品の合計立米（概算）　　2.6 ㎥

※注１　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注２　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注３　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 181,000	¥ 150,000	¥ 150,000	¥ 155,000	¥ 636,000
	売却点数	3,095	3,010	2,666	2,865	11,636
令和2年度	売却額	¥ 41,000	¥ 105,000	¥ 35,000	¥ 35,000	¥ 216,000
	売却点数	2,266	2,358	1,479	2,082	8,185
令和3年度	売却額	¥ 100,000	¥ 168,000	¥ 135,000	¥ 57,000	¥ 460,000
	売却点数	1,688	1,384	1,081	1,373	5,526
令和4年度	売却額	¥ 60,000	¥ 70,000	¥ 100,000	¥ 76,000	¥ 306,000
	売却点数	1,534	1,644	1,203	1,210	5,591
令和5年度	売却額	¥ 65,000	¥ 180,000	¥ 100,000	¥ 53,000	¥ 398,000
	売却点数	1,539	1,309	1,365	1,325	5,538

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 61,500	¥ 44,300	¥ 16,600	¥ 19,500	¥ 141,900
	売却点数	5	5	4	3	17
令和2年度	売却額	¥ 55,200	¥ 95,700	¥ 66,100	¥ 24,000	¥ 241,000
	売却点数	6	3	8	2	19
令和3年度	売却額	¥ 21,000	¥ 8,000	¥ 71,500	¥ 26,000	¥ 126,500
	売却点数	2	1	2	1	6
令和4年度	売却額	¥ 22,800	¥ 35,000	¥ 51,000	¥ 28,530	¥ 137,330
	売却点数	4	4	2	3	13
令和5年度	売却額	¥ 127,015	¥ 70,000	¥ 52,110	¥ 62,000	¥ 311,125
	売却点数	4	3	3	5	15

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（池田警察署）

1　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	9
		ネックレス	10
		その他貴金属類（イヤリング等）	19
		時計類（腕時計・置時計等）	13
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	8
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	47
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	42
		電子たばこ	9
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	25
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	39
		財布	27
		小銭入れ	47
		カードケース類（名刺入れ等）	28
		めがね	31
		サングラス	8
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	157
		かさ	104
		文具・手帳類	67
		書籍類	16
		その他著作品類（CD・DVD等）	4
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	289
		医療（絆創膏等）・化粧品類	51
		生活用品類（雑貨等）	645
		袋・封筒類（エコバッグ等）	109
		鍵	131
		紙類	208
		食料品類	43
		ICOCA	47
		Suica	6
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	133
	小計（売却物件）		2,372
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		1
	スマートウォッチ		3
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		6
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		1
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		5
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		76
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		212
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		0
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		2
	小計（個人情報関連物件）		306
合計			2,678

2　全物品の合計立米（概算）　　1.8 ㎥

※注1　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注2　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注3　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 17,000	¥ 21,000	¥ 26,000	¥ 27,000	¥ 91,000
	売却点数	826	968	1,139	1,275	4,208
令和2年度	売却額	¥ 28,500	¥ 12,000	¥ 30,000	¥ 11,500	¥ 82,000
	売却点数	1,173	1,111	601	701	3,586
令和3年度	売却額	¥ 21,000	¥ 18,000	¥ 28,000	¥ 18,000	¥ 85,000
	売却点数	748	769	634	651	2,802
令和4年度	売却額	¥ 32,000	¥ 15,000	¥ 35,000	¥ 30,000	¥ 112,000
	売却点数	680	785	859	1,008	3,332
令和5年度	売却額	¥ 29,800	¥ 35,000	¥ 35,000	¥ 65,000	¥ 164,800
	売却点数	1,046	1,173	1,169	1,589	4,977

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 119,800	¥ 13,300	¥ 53,600	¥ 13,000	¥ 199,700
	売却点数	4	2	5	2	13
令和2年度	売却額	¥ 9,500	¥ 200	¥ 3,000	¥ 10	¥ 12,710
	売却点数	2	2	1	1	6
令和3年度	売却額	¥ 6,800	¥ 103,800	¥ 7,800	¥ 2,000	¥ 120,400
	売却点数	2	9	1	1	13
令和4年度	売却額	¥ 28,700	¥ 17,000	¥ －	¥ 28,100	¥ 73,800
	売却点数	4	2	0	2	8
令和5年度	売却額	¥ 8,400	¥ 19,000	¥ 28,000	¥ 8,400	¥ 63,800
	売却点数	1	2	1	5	9

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（豊中警察署）

1　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	62
		ネックレス	48
		その他貴金属類（イヤリング等）	140
		時計類（腕時計・置時計等）	35
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	32
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	165
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	181
		電子たばこ	95
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	109
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	175
		財布	54
		小銭入れ	102
		カードケース類（名刺入れ等）	115
		めがね	110
		サングラス	45
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	674
		かさ	618
		文具・手帳類	201
		書籍類	44
		その他著作品類（CD・DVD等）	0
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	354
		医療（絆創膏等）・化粧品類	304
		生活用品類（雑貨等）	1,810
		袋・封筒類（エコバッグ等）	538
		鍵	439
		紙類	410
		食料品類	255
		ICOCA	156
		Suica	13
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	348
	小計（売却物件）		7,632
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		10
	スマートウォッチ		27
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		34
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		6
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		32
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		629
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		1,208
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		0
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		10
	小計（個人情報関連物件）		1,956
合計			9,588

2　全物品の合計立米（概算）　　6.5 ㎥

※注1　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注2　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注3　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 200,000	¥ 190,000	¥ 380,000	¥ 180,000	¥ 950,000
	売却点数	5,533	5,112	5,166	5,801	21,612
令和2年度	売却額	¥ 165,000	¥ 211,500	¥ 300,000	¥ 185,000	¥ 861,500
	売却点数	5,254	4,631	3,081	3,491	16,457
令和3年度	売却額	¥ 210,000	¥ 185,000	¥ 260,000	¥ 245,000	¥ 900,000
	売却点数	3,922	3,460	3,500	4,149	15,031
令和4年度	売却額	¥ 430,000	¥ 160,000	¥ 220,000	¥ 153,000	¥ 963,000
	売却点数	3,549	3,603	3,722	4,370	15,244
令和5年度	売却額	¥ 520,000	¥ 380,000	¥ 281,000	¥ 255,000	¥ 1,436,000
	売却点数	4,330	4,594	4,308	4,816	18,048

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 126,200	¥ 93,000	¥ 66,510	¥ 62,100	¥ 347,810
	売却点数	4	3	3	4	14
令和2年度	売却額	¥ 18,020	¥ 128,210	¥ 11,890	¥ 52,720	¥ 210,840
	売却点数	3	4	4	4	15
令和3年度	売却額	¥ 176,610	¥ 3,810	¥ 29,000	¥ 124,000	¥ 333,420
	売却点数	5	13	2	2	22
令和4年度	売却額	¥ 157,000	¥ 36,100	¥ 158,000	¥ 65,000	¥ 416,100
	売却点数	3	3	3	3	12
令和5年度	売却額	¥ 99,000	¥ 21,500	¥ 28,000	¥ 70,000	¥ 218,500
	売却点数	3	2	1	1	7

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

売却物件等一覧表（豊中南警察署）

1　物品点数

物品名等			物品点数
売却物件	雑品（貴金属）	指輪	9
		ネックレス	6
		その他貴金属類（イヤリング等）	18
		時計類（腕時計・置時計等）	7
	雑品（その他）	電気製品（電子玩具・電動カミソリ等）	15
		電気製品類付属品（充電器・コード等）	62
		音響関連品（ワイヤレスイヤホン等）	66
		電子たばこ	222
		かばん類（ハンドバッグ・スーツケース等）	10
		小物入れ類（ポーチ・きんちゃく等）	37
		財布	19
		小銭入れ	39
		カードケース類（名刺入れ等）	17
		めがね	38
		サングラス	15
		衣類・履物類（帽子・上着・運動靴等）	106
		かさ	52
		文具・手帳類	84
		書籍類	6
		その他著作品類（CD・DVD等）	0
		趣味・娯楽用品類（スポーツ用品・おもちゃ等）	144
		医療（絆創膏等）・化粧品類	61
		生活用品類（雑貨等）	547
		袋・封筒類（エコバッグ等）	90
		鍵	115
		紙類	112
		食料品類	64
		ICOCA	27
		Suica	1
		その他プリペイドカード（商品券、上記以外の交通系ICカード等）	79
	小計（売却物件）		2,068
個人情報関連物件	カメラ類（デジタルカメラ・ビデオカメラ等）		0
	スマートウォッチ		4
	外部記録媒体（USBメモリー・SDカード等）		4
	携帯音響品（ボイスレコーダー・iPod等）		2
	携帯電話類（iPhone・携帯電話機等）		15
	書類（名簿・名刺・手帳等）・写真類（証明写真・プリクラ等）		75
	証明書類（運転免許証等）・カード類（キャッシュカード・定期券等）		277
	通信機器類（Wi-Fiルーター等）		0
	電子機器（ノートパソコン・タブレット等）		3
	小計（個人情報関連物件）		380
合計			2,448

2　全物品の合計立米（概算）　　1.7 ㎥

※注1　食料品類の中には期限切れのものも含まれます。
※注2　ICOCAやSuicaなど交通系ICカード類を換金する際は、各鉄道会社にて所定の手数料がかかります。
　　手数料については、換金前に各鉄道会社に確認をしてください。
※注3　商品券の中には期限切れのものも含まれます。
　　宝くじの中には当選金額が10万円以上のものは含まれません。

３ 過去実績等

（１） 雑品の実績金額等

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 48,000	¥ 105,500	¥ 38,000	¥ 75,000	¥ 266,500
	売却点数	946	935	816	1,110	3,807
令和2年度	売却額	¥ 73,000	¥ 100,000	¥ 95,000	¥ 48,000	¥ 316,000
	売却点数	1,654	1,050	671	948	4,323
令和3年度	売却額	¥ 75,000	¥ 75,000	¥ 100,000	¥ 51,500	¥ 301,500
	売却点数	1,073	1,062	968	1,186	4,289
令和4年度	売却額	¥ 130,000	¥ 51,000	¥ 51,000	¥ 75,000	¥ 307,000
	売却点数	1,246	1,275	1,862	1,214	5,597
令和5年度	売却額	¥ 40,000	¥ 212,000	¥ 18,000	¥ 115,000	¥ 385,000
	売却点数	1,133	1,418	1,078	1,258	4,887

※上記実績にあっては、警察署において仕分け作業後に売却を行った際の数値

（２） 個別売買物品の実績金額等（１品１０万円以上の物品を除く）

年度	売却額等	4月	7月	10月	1月	年度計
令和元年度	売却額	¥ 67,850	¥ 18,051	¥ 10,500	¥ 6,150	¥ 102,551
	売却点数	4	3	3	3	13
令和2年度	売却額	¥ 27,550	¥ 30,600	¥ 24,520	¥ 9,010	¥ 91,680
	売却点数	3	3	4	2	12
令和3年度	売却額	¥ 84,800	¥ 41,500	¥ 36,100	¥ 4,500	¥ 166,900
	売却点数	4	72	3	1	80
令和4年度	売却額	¥ 13,100	¥ 80,900	¥ 93,610	¥ 12,610	¥ 200,220
	売却点数	3	1	2	2	8
令和5年度	売却額	¥ 8,290	¥ 74,000	¥ －	¥ －	¥ 82,290
	売却点数	2	3	0	0	5

※個別売買物品とは、貴金属や腕時計等商品単価の高い物品。

（３） ICOCA等の１枚当たりの換金平均額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	トータル平均額
ICOCA	¥1,668	¥1,662	¥1,715	¥1,823	¥1,827	¥1,739
Suica	¥1,760	¥1,652	¥1,846	¥1,750	¥2,123	¥1,826
その他プリペイドカード	¥526	¥521	¥804	¥617	¥647	¥623

※全警察署(66署)の換金結果を基に算出

別 添　2

警 察 署 一 覧 表

所属	住所
西淀川警察署	大阪市西淀川区千舟2-6-24
淀川警察署	大阪市淀川区十三本町3-7-27
東淀川警察署	大阪市東淀川区豊新1-6-18
高槻警察署	高槻市野見町2-4
茨木警察署	茨木市中穂積1-6-38
摂津警察署	摂津市南千里丘4-39
吹田警察署	吹田市穂波町13-33
豊能警察署	豊能郡能勢町地黄650-4
箕面警察署	箕面市箕面5-11-35
池田警察署	池田市大和町1-1
豊中警察署	豊中市南桜塚3-4-11
豊中南警察署	豊中市庄内西町5-1-10

別 添　３

個人情報関連物件一覧表

１『個人情報関連物件』の定義について

『個人情報関連物件』とは、遺失物第35条第１項第二号から第五号に掲げる該当する物件のことを指す。

（1） 第二号

個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図面又は電磁的記録

【例】 運転免許証・身分証明書・預貯金通帳・クレジットカード、キャッシュカード、定期券等

（2） 第三号

個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録

【例】 手帳・日記帳・デジタルカメラ・パソコン・USBメモリー等

（3） 第四号

遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録

【例】 携帯電話機・住所録・電子手帳・名簿等

（4） 第五号

個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五七号）第十六条第一項に規定する個人情報データベース等をいう。）が記録された文書、図画又は電磁的記録（広く流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。）

【例】 顧客リスト等

（5）『個人情報関連物件』に含まれない物

【例】 印鑑・記名入りの万年筆・未開封の製品（パッケージされたデジタルカメラ等）等

２『個人情報関連物件』の例示について

下記に示す例示品以外に疑義がある場合は、その都度、売払人へ連絡すること。

分類	例示品	分類	例示品
カメラ類	デジタルカメラ	携帯電話類	iPhone
	コンパクトカメラ		携帯電話機iPhone除く
	一眼レフカメラ		Wi－Fiルーター
	使い捨てカメラ		位置情報携帯端末
	デジタルビデオカメラ		PHS端末機
	ビデオカメラ		ポケットベル
	フィルム	手帳・文具類	おくすり手帳
電気製品類	FD		メモ帳
	MOディスク		手帳
	USBメモリー		アドレス帳
	メモリーカード		システム手帳
	ビデオテープ		日記帳
	カセットテープ		ノート
	DVD	書類・紙類	領収書
	CD		明細書
	MD		契約書
	SIMカード		履歴書
	SDカード		受領書
	録音テープ		保証書
	デジタルオーディオプレーヤー		注文書
	iPod		資料
	ボイスレコーダー		賞状
	ICレコーダー		書類
	ノートパソコン		請求書
	デスクトップパソコン		給与明細
	電子辞書		見積書
	電子手帳		使用済郵便はがき
	タブレット類（iPad等）		振込用紙
	情報端末		手紙
	ゲーム機		証明書
時計類	スマートウォッチ		受験票
有価証券類	WAONカード		名刺

分類	例示品	分類	例示品
証明書類・カード類	運転免許証	証明書類・カード類	預貯金通帳
	仮運転免許証		キャッシュカード
	国際免許証		クレジットカード
	学生証		PiTaPaカード
	生徒証		ETCカード
	従業員証		ローンカード
	会社員証		デビットカード
	外国人登録証		ポイントカード
	パスポート		図書館利用者カード
	身分証明書		ビデオレンタルカード
	在留カード		振込カード
	特別永住者証明書		給油カード
	国民健康保険証		受講カード
	社会保険証		会員証
	共済組合員証		定期券
	老人医療証		IC定期券類（ICOCA定期等）
	後期高齢者保険証		身体障害者無料乗車証
	乳児医療証		敬老優待乗車証
	診察券		株主優待乗車証
	身体障がい者手帳		介護人付無料乗車証
	母子手帳		EneKey
	年金手帳		資格確認書
	献血手帳	著作品類	写真
	雇用保険被保険者証		ネガ
	印鑑登録証		プリクラ
	印鑑登録証明書		
	戸籍抄本		
	戸籍謄本		
	住民票		
	住民基本台帳カード		
	自動車検査証		
	ナンバープレート		
	自賠責保険証		
	生命保険証		
	傷害保険証		
	船舶免許証		
	無線免許証		
	クレーン免許証		
	宅地建物取扱主任者証		
	通行証		
	タスポカード		
	駐車禁止除外指定車標章		
	鉄砲刀剣類所持許可証		
	通知カード		
	個人番号カード		
	修了証		

別記様式第1号

作業計画書

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部長 殿

買受人　所　在　地

商号又は名称

代表者氏名

件名　　府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

警察署	回収計画	仕分・保管計画

別記様式第1号

作業計画書(見本)

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部長 殿

買受人　所　在　地

商号又は名称

代表者氏名

件名　　府帰属物件の売買契約(第三ブロック)

警察署	回収計画	仕分・保管計画
西淀川	回収日時　○○月○○日○○時頃 回収人数　○○人 使用車両　車名(日産キャラバン等) 車番なにわ○○ひ○○○○	仕分日程　○／○～○／○(○○日間) 作業人数　○○人 保管場所(若しくは保管庫)は図面①

別記様式第２号

作業責任者等届

令和　　年　　月　　日

大 阪 府 警 察 本 部 長　殿

買受人　所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名

令和　　年　　月　　日付けで締結した下記の契約に係る作業責任者等を定めたので通知します。

記

１　件　名　府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

２　仕様書で定める作業責任者等

	氏名	住所
作業責任者		
作業副責任者		
従事者		
従事者		
従事者		
従事者		
従事者		
従事者		
従事者		
従事者		
従事者		
従事者		

３　個人情報取扱特記事項で定める個人情報の取扱いに係る作業責任者
氏　名
住　所

以　上

別記様式第３号

引渡書

令和　　年　　月　　日

所　在　地
商号又は名称
受領者氏名　　殿

大 阪 府 警 察 本 部 長

次のとおり、引渡します。

引渡し場所：　　警察署

引渡し物件点数

売却物件点数	個人情報関連物件点数
点	点

キリトリ線

別記様式第３号

受領書

令和　　年　　月　　日

大 阪 府 警 察 本 部 長　殿

所　在　地
商号又は名称
受領者氏名

次のとおり、受領しました。

受領場所：　　警察署

受領物件点数

売却物件点数	個人情報関連物件点数
点	点

別記様式第4号

作業日報

令和　　年　　月　　日

大 阪 府 警 察 本 部 長 殿

買受人　所在地

商号又は名称

代表者氏名

作業従事者氏名	従事時間	処理件数
	:　～　: 休憩(　)	警察署の仕分 □　件(拾得物件整理票　枚) □ 別添作業状況のとおり
	:　～　: 休憩(　)	警察署の仕分 □　件(拾得物件整理票　枚) □ 別添作業状況のとおり
	:　～　: 休憩(　)	警察署の仕分 □　件(拾得物件整理票　枚) □ 別添作業状況のとおり
	:　～　: 休憩(　)	警察署の仕分 □　件(拾得物件整理票　枚) □ 別添作業状況のとおり
	:　～　: 休憩(　)	警察署の仕分 □　件(拾得物件整理票　枚) □ 別添作業状況のとおり
	:　～　: 休憩(　)	警察署の仕分 □　件(拾得物件整理票　枚) □ 別添作業状況のとおり
	:　～　: 休憩(　)	警察署の仕分 □　件(拾得物件整理票　枚) □ 別添作業状況のとおり
	:　～　: 休憩(　)	警察署の仕分 □　件(拾得物件整理票　枚) □ 別添作業状況のとおり
	:　～　: 休憩(　)	警察署の仕分 □　件(拾得物件整理票　枚) □ 別添作業状況のとおり

別記様式第4号

作業日報(見本)

令和　　年　　月　　日

大 阪 府 警 察 本 部 長 殿

買受人　所在地

商号又は名称

代表者氏名

作業従事者氏名	従事時間	処理件数
大阪　太郎	9:00:　～　18:00 休憩(12:00～13:00)	西淀川警察署の仕分 ☑　100件(拾得物件整理票　100　枚) ☐　別添作業状況のとおり
大阪　花子	9:00:　～　18:00 休憩(12:00～13:00)	淀川警察署の仕分 ☐　　件(拾得物件整理票　　枚) ☑　別添作業状況のとおり
	～	警察署の仕分 ☐　　件(拾得物件整理票　　枚) ☐　別添作業状況のとおり
	～	警察署の仕分 ☐　　件(拾得物件整理票　　枚) ☐　別添作業状況のとおり
	～	警察署の仕分 ☐　　件(拾得物件整理票　　枚) ☐　別添作業状況のとおり
	～	警察署の仕分 ☐　　件(拾得物件整理票　　枚) ☐　別添作業状況のとおり
	～	警察署の仕分 ☐　　件(拾得物件整理票　　枚) ☐　別添作業状況のとおり
	～	警察署の仕分 ☐　　件(拾得物件整理票　　枚) ☐　別添作業状況のとおり
	～	警察署の仕分 ☐　　件(拾得物件整理票　　枚) ☐　別添作業状況のとおり

別記様式第4号　別添

作業状況

作業内容	写真
作業前	
作業中	
作業後	

別記様式第５号

作業完了届

令和　　年　　月　　日

大 阪 府 警 察 本 部 長　殿

買受人　所　在　地
商号又は名称
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付けで締結した下記の契約について、全ての作業が完了したので通知します。

記

件　　名　府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

警察署名	完了日	処理件数
		件
		件
		件
		件
		件
		件
		件
		件
		件

（4－5）

第　　回

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部長　　様

所　　在　　地
商号又は名称
代表者職・氏名
（代理人名）　　印

下記の金額で受託したく、大阪府財務規則、一般競争入札心得、一般競争入札説明書及び契約条項並びに仕様書を承諾の上、入札いたします。

記

件　名　　府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金　額									

（注）　・　入札書に記載された金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き価格）であること。

・　金額を訂正しないこと。

・　金額記載の文字はアラビア字体とすること。

・　金額の頭に￥記号をつけること。

（入札書記入例）

再入札が認められている入札の場合、回数を記入してください。

第　　回

入　札　書

入札日当日の日付を記入してください。

令和　　年　　月　　日

代表者が参加される場合は、**令和７・８・９年度大阪府受付票の使用印**を押印してください。

代理人が参加される場合は、**委任状に押印した代理人使用印**を押印してください。その際に、大阪府受付票の使用印の押印は必要ありません。

大阪府警察本部長　　様

代理人が参加される場合は、代表者職・氏名を記入したうえで、代理人の氏名を「（代理人名）」の横に記入してください。

所　在　地
商号又は名称
代表者職・氏名
（代理人名）　　印

下記の金額で受託したく、大阪府財務規則、一般競争入札心得、一般競争入札説明書及び契約条項並びに仕様書を承諾の上、入札いたします。

記

件　名　　府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金　額									

金額を総額（**税抜**）で記入してください。

（注）
- 入札書に記載された金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き価格）であること。
- 金額を訂正しないこと。
- 金額記載の文字はアラビア字体とすること。
- 金額の頭に￥記号をつけること。

金額を記入する際は、４つの注意事項に従って、記入してください。

入札は３回まで行う場合がありますので、入札書は３枚持参してください。

（４－６）

委　任　状

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部長　様

所　　在　　地

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

私儀 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ を代理人と定め下記業務に関する入札及び見積りに関する一切の権限を委任いたします。

記

件　名　　府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

（代理人使用印）

（注）委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

（委任状記入例）

委　任　状

必ず日付を記入してください。

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部長　様

令和７・８・９年度大阪府受付票の使用印を押印してください。

所　在　地

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

代表者が代理人の氏名をこの空白に記入してください。

私儀 **（代表者が代理人氏名をここに記入。）** を代理人と定め下記業務に関する入札及び見積りに関する一切の権限を委任いたします。

記

件　名　　府帰属物件の売買契約（第三ブロック）

（代理人使用印）

入札書に押印する代理人使用印を押印してください。（それ以外の印鑑は使用できません）

（注）委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

（４－７）

契約保証金免除申請書

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部長様

所　在　地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名　　印

今般、府帰属物件の売買契約（第三ブロック）に関し、下記のとおり大阪府財務規則第68条第３号に該当しますので、契約保証金の納付を免除されるよう申請いたします。

記

契約履行年月日	契 約 件 名	契約金額	取引先

１）　この申請書には、契約を締結しようとする日を起算日として、過去２年間に契約の履行を完了した日が含まれるもののみ記載してください。

２）　記載した契約について、契約書等の写しを添付してください（上記の内容証明に関係しない部分の添付は省略可能です）。

（参考）大阪府財務規則及びその運用（抄）

（契約保証金の納付等）

第 67 条　令第167条の16の規則で定める率は、契約金額の 100 分の５以上とする。

2　　第 56 条第２項の規定は、契約保証金の場合に準用する。

3　契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

（契約保証金の免除）

第 68 条　契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に府を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第 100 条の３第２号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3)　令第167条の５又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国（公社、公庫及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去２年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

財務規則の運用

第 67 条関係

長期継続契約を締結する場合に徴収する契約保証金の額は、契約書に契約月額の記載があるときは契約月額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の５以上とし、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の５以上とする。

第 68 条関係

「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の７割に相当する金額以上のものとする。また、数回以上とは、２回以上をいう。

ただし、長期継続契約（大阪府長期継続契約に関する条例の規定に基づく長期継続契約）による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額の記載があるときは契約月額に 12 を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

なお、「過去２年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（4－8）

誓　約　書

私どもは、個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用しないことを誓います。

大阪府警察本部長　様

令和　　年　　月　　日

所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名

（元請負人用）

事　業　名：

誓　約　書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	規則第３条第１項各号のいずれにも該当しません。	□
2	条例第11条第２項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第８条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

（注）上記の内容を確認した上で、チェック欄の□にレ点を記入してください。）

大阪府知事　様

年　　月　　日　　所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日　　年　　月　　日

（1）次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。

①暴力団員

②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者

④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者

⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者

⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（2）元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。

②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。

③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。

④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記（1）①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。

（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）

⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。

※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放３ない運動 ＋ １）

暴力団を追放するためには、次の４点を基本的心構えとしてください。

１　暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。

その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

２　暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

３　暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実に、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

４　暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人　大阪府暴力追放推進センター　ＨＰ　より）

●大阪府暴力団排除条例（抜粋）

(府民及び事業者の責務)

第五条　府民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

３　府民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を府に対し積極的に提供するよう努めるものとする。